

児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第37号

児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法等施行細則（平成10年佐賀県規則第21号）の一部を次のように改正する。

様式第 8 号その 1 及び様式第 9 号中「80万円」を「82万6,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の児童福祉法等施行細則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。